

業法から迫る顧客保護

顧客保護に関する法整備が続き、金融機関の現場では、そのつど対応に追われている。しかし、法令等の文言を機械的に理解し、社内の規定やマニュアルを忠実に遵守してさえすれば、顧客保護が達成されるわけではない。当局の意図する政策目的と、現場

の受け止め方や態勢に乖離はないのか。また、実態として顧客の利益が保護される仕組みが構築・運用されているのか。金融機関の収益性と内部管理のためのコスト、顧客保護と利便性のバランス確保も課題となっている。

座談会

法令・監督指針・検査マニュアルの読み方・使い方(1)

金融円滑化法、個人情報保護法GL、不正防止と顧客保護の関係を読み解く

業法理解の目的

顧客保護は

自分のためでもある

吉田 近年、銀行法や金融商品取引法などの改正が続いている。業法のとらえ方、顧客保護のあり方などについて、どのよ

うに考えればよいだろうか。

宇佐美 金融機関の現場では、法令、金融検査マニュアル、監督指針が改正されるつど、それらをパーツでとらえて実務的に対応している。そうすると部分には理解できても、その全体

像や背景にある考え方、他のパーツとの連関といったものが見落とされがちだ。さらに、最近ではプリンシプルベースの考え方も広がっているが、明文化されたルールが存在しない場合に「具体的にどうすればいいのかわからない」という話にもなってしまう。

その結果、「顧客保護とは何

ブレイクモア法律事務所
 弁護士 行方 洋一
 長島・大野・常松法律事務所
 弁護士 梅澤 拓
 森・濱田松本法律事務所
 弁護士 小田 大輔
 のぞみ総合法律事務所
 弁護士 吉田 桂公
 (司会)
 十六銀行
 リスク統括部コンプライアンス統括グループ
 主任調査役 宇佐美 豊

か」を考えたときに、「CSのことではないか」という人もいれば「検査マニュアルの6項目のことだ」という人もいて、なかなか本質がとらえられなくなっている。そこで、そもそも業法とは何かという点をふまえて、顧客保護のあり方を模索する必要があると考えている。行方 法令制定等が続くなか、

帰納法的アプローチを採用した利益相反管理

信託業務における体制整備の考え方・経験を生かす

2008年6月6日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」によって、銀行、保険会社、金融商品取引業者等とのファイアーウォール規制の見直しが行われるとともに、これら金融機関に対し、顧客の利益保護のための態勢整備が義務付けられ、09年6月1日から施行された。本稿では、住友信託銀行グループの取組事例を材料として、利益相反管理態勢の整備における検討事項を述べる。

信託の特性ふまえた独自の態勢整備

住友信託銀行（以下、「当社」という）が、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、従来から信託業務に関する利益相反取引の管理を行ってきたことが役立つ。信託銀行は、信託業務に関して顧客たる受益者に対し、受託者として忠実義務等のいわゆる信託義務（fiduciary duty）を負い、受益者の利益を害する行為および受益者と

の利益が相反する行為（利益相反行為）を行うことは制限され、自己取引または信託財産間取引等については、信託業法29条2項に定める一定の要件を満たす場合にだけ行うことができるものとされている（注1）。この行為規制を背景として、信託銀行では、従来から自己取引や信託財産間取引に関する社内規則を設け、顧客等との利益相反が生じることを防止する態勢をとっている。今回の利益相反管理態勢の構築にあたっても、

そうした態勢整備の考え方および経験が参考になった。今回の利益相反管理態勢の整備では、銀行法13条の3の2および金融商品取引法36条2項によって、「…顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない」として態勢整

備義務が課せられ、内閣府令（注2）では、利益相反管理体制の整備、利益相反管理方針の策定・公表および利益相反管理に係る記録の保存等の措置を講ずべきことが定められた。また、監督指針（注3）では、利益相反管理態勢を整備するにあたって、金融グループ等の営む業務内容や規模・特性等を勘案するとともに、レピュテーション・リスクについても配慮する必要があると定められ、シンプルベースでの態勢整備と



住友信託銀行
コンプライアンス統括部
本店支配人 早坂 文高